

協議第 37 号

商工観光関係事業（協定項目 22 - 14）について

商工観光関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	2 2 - 1 4 商工観光関係事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>商工観光関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．小口融資制度については、合併時に再編する。 2．小口融資利子補給制度については、吾妻町の例により合併時に統合する。現在利子補給を受けている者については、既存の制度を新町に引き継ぐ。 3．勤労者生活資金融資制度については、現行のまま存続する。 4．勤労者対策については、吾妻町の例により合併時に統合する。 5．消費生活対策については、合併時に再編する。 6．商工会補助については、合併時に再編する。 7．観光協会については、合併後に再編する。 8．観光協会等関係団体への助成等については、合併時に再編する。 9．観光イベントに関する事務については、合併時に再編する。 10．観光施設等の設備及び管理については、合併後に再編する。 11．キャンプ場については、合併後に再編する。 				
項 目	現 況			調整内容	
	東 村	吾 妻 町			
1．小口融資制度	<p>1．目的 群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、村内における中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進するとともに、村内中小企業者の振興を図ることを目的とする。</p> <p>2．対象者 村内に住所を有する中小企業者であつ</p>	<p>1．目的 群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、町内における中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進するとともに、町内中小企業者の振興を図ることを目的とする。</p> <p>2．対象者 町内に店舗、工場又は事業所を有する</p>		<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に県の制度にならない新町において再編する。</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>て、原則として村税を滞納していないものとする。</p> <p>3 . 融資額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付限度額 1,250万円 ・ 資金使途 運転資金、設備資金 ・ 貸付期間 運転資金については6年以内 設備資金については8年以内 ・ 融資利率 3.2%以内 	<p>中小企業者であって、原則として町税(使用料を含む)を完納していること。</p> <p>3 . 融資額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付限度額 1,250万円 ・ 資金使途 運転資金、設備資金 ・ 貸付期間 運転資金については6年以内 設備資金については8年以内 ・ 融資利率 3.2%以内 	
2 . 小口融資利子補給制度	該当なし	<p>1 . 目的</p> <p>中小商工業者の経営の近代化等に必要な資金の融資を円滑にするため、利子補給の措置を講じ、もって本町商工業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>2 . 対象者</p> <p>次の吾妻町商工業経営振興資金の融資を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吾妻町小口資金 ・ 吾妻町労働環境整備資金 ・ 吾妻町商業活性化資金 ・ 群馬県中小企業設備支援資金 <p>3 . 利子補給金の額</p> <p>毎年4月1日から3月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子に対し、次に定める割合で算出した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小口資金(運転資金) 24.24% ・ 小口資金(設備資金) 48.48% ・ 商業活性化資金 18.0% ・ 労働環境整備資金 27.0% ・ 中小企業設備支援資金 35.48% 	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>吾妻町の例により、合併時に統合する。現在利子補給を受けている者については、既存の制度を新町に引き継ぐ。</p>

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
		4. 補給期間 借受期間	
3. 勤労者生活 資金融資制度	<p>1. 目的 村内に住居する勤労者の生活に必要な資金を中央労働金庫中之条支店と協調し、融資することにより、村内勤労者の生活の安定と福利の向上を目的とする。</p> <p>2. 融資対象者 同一事業所に1年以上継続して雇用され、かつ、1年以上村内に住居する勤労者とする。</p> <p>3. 資金の用途 (1)医療費 (2)冠婚葬祭費 (3)教育費 (4)耐久消費財購入費 (5)その他</p> <p>4. 融資の条件 融資金額 一人当たり100万円以内 融資利率 村長と労働金庫で協議し別に定める。 融資機関 5年以内 償還方法 元利均等月賦課償還又は月賦課半年併用償還とする。 担保及び保証 労働金庫の定めによる。</p> <p>5. 融資資金措置 村は、予算の範囲内において労働金庫に資金の預託を行う。 預託金の金利は、無利子で預託する。</p>	<p>1. 目的 町内に居住する勤労者の生活に必要な資金を中央労働金庫中之条支店と協調し、融資することにより、町内勤労者の生活の安定と福祉のを目的とする。</p> <p>2. 融資対象者 同一事業所に1年以上継続して雇用され、かつ、1年以上村内に住居する勤労者とする。</p> <p>3. 資金の用途 (1)医療費 (2)冠婚葬祭費 (3)教育費 (4)耐久消費財購入費 (5)その他</p> <p>4. 融資の条件 融資金額 一人当たり100万円以内 融資利率 町長と労働金庫で協議し別に定める 融資機関 5年以内 償還方法 元利均等月賦課償還又は月賦課半年併用償還とする。 担保及び保証 労働金庫の定めによる。</p> <p>5. 融資資金措置 町は、予算の範囲内において労働金庫に資金の預託を行う 預託金の金利は、無利子とする</p>	<p>【調整の区分】 存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に新町において存続する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>預託期間は毎年4月1日～翌年3月31日 指定金融機関は、常時預託金の3倍以内の額を勤労者に融資する。 16年度の預託金は、1,000千円 毎年、労働金庫と預託金の契約手続きを行う。</p>	<p>預託期間は毎年4月1日～翌年3月31日 労働金庫は、預託金の3倍以内の額を勤労者に融資する 16年度の預託金は、9,231千円 毎年、労働金庫と預託金の契約手続きを行う。</p>	
4. 勤労者対策	該当なし	<p>1. 目的 勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的とする。</p> <p>2. 利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者が住宅建設に要する資金を融資機関から借り入れた場合、借入金のうち800万円を限度とし、年間10万円以上の利子を支払う者につき最高10万円を予算の範囲内で交付する。 交付期間は、1ヶ年とする。 	<p>【調整の区分】 合併時に統合する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により合併時に統合する。</p>
5. 消費生活対策	<p>1. 概要 生活情報誌等配布 消費生活相談 消費者生活相談情報提供 消費生活用製品安全法に基づく立入検査</p>	<p>1. 概要 生活情報誌等配布 消費生活相談 消費者生活相談情報提供 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 消費生活展の開催 町の農業祭り・健康祭りと同時開催 「吾妻町くらしの会」事務局 消費者団体である吾妻町くらしの会の事務局として各種活動に携わる。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に新町において消費者生活相談窓口を再編する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		吾妻町くらしの会に95千円の補助 (平成15年度実績)	
6. 商工会補助	1. 名称 東村商工会 2. 補助金の交付 東村商工会から申請 村長決裁により交付決定	1. 名称 吾妻町商工会 2. 補助金の交付 吾妻町商工会から申請 町長決裁により交付決定	【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 商工会の動きをみて合併時に再編する。
7. 観光協会	該当なし	1. 内容 産業経済課で事務を行なっている「吾妻町観光協会」が組織されており、団体の運営経費を補助している。 ・運営費補助金 12,000千円	【調整の区分】 合併後に再編する。 【具体的な調整方針案】 事務局は、別組織として運営することが望ましい。職員が出向という形で行う方法もある。
8. 観光協会等 関係団体	1. 目的 他団体と連携して広域観光ネットワークの形成を推進し、地域の観光振興、活性化に寄与することを目的とする。 2. 概要 ・吾妻観光連盟負担金 96千円 ・吾妻観光物産振興協会負担金 21千円 ・群馬県観光協会 10千円 ・ウエルカム・ぐんま国際観光推進協議会負担金 50千円 ・ぐるりん吾妻号運行事業負担金 62千円 ・群馬の旅事業負担金 30千円 ・吾妻観光写真展負担金 5千円	1. 目的 他団体と連携して広域観光ネットワークの形成を推進し、地域の観光振興、活性化に寄与することを目的とする。 2. 概要 ・群馬県温泉協会費 10千円 ・群馬県観光協会費 24千円 ・群馬の旅特別宣伝協議会費 123千円 ・吾妻観光連盟会費 256千円 ・吾妻観光連盟写真展特別賞負担金 5千円 ・ぐるりん吾妻号運行負担金 175千円 ・ウエルカム・ぐんま国際観光推進協議会負担金 50千円	【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 現在加盟の団体については、継続して加盟してい必要があるため、合併時に新町において再編する。 【調整方針の理由】 観光振興のため、引き続き加盟することが望ましい。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
9 . 観光イベントに関する事務	<p>1 . あづま温泉まつり</p> <p>目的 温泉湧出による桔梗館の開業を記念し、また地域の活力と愛郷心を養うため開催。本村では全村をあげて行う唯一の祭り。</p> <p>会場 あづま温泉桔梗館及び東村総合運動場</p> <p>事業費 3,000千円（16年度）</p> <p>補助金額 2,800千円（16年度）</p> <p>交付先 あづま温泉まつり実行委員会</p> <p>2 . 吾妻観光写真展</p> <p>主催 群馬県吾妻観光連盟</p> <p>3 . 富永一朗あづま漫画大賞</p> <p>予算 一般会計 756千円</p> <p>4 . 富永一朗漫画サミット</p> <p>目的 全国9カ所ある富永一朗漫画廊の交流、情報交換が目的</p> <p>概要 毎年回り番で行う、開催場所の漫画廊を見学をし、サミットに参加する。平成16年度は東村開催予定であったが、今年中止となり、来年開催予定である。</p>	<p>1 . ふるさと岩櫃まつり</p> <p>開催目的 町民のふれあいによる親睦、融和および協調の心を育み、明日への活力と福祉の増進を図り、限りない吾妻町の発展を目指すため、町民総参加による行事の一つとして、「ふるさと岩櫃まつり」を計画し、住民主体による手作りのまつりを推進する。</p> <p>開催場所 原町駅前通</p> <p>主催 ふるさと岩櫃まつり実行委員会 (観光協会主体)</p> <p>2 . 吾妻観光写真展</p> <p>主催 群馬県吾妻観光連盟</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 イベント、キャラバンなどは観光協会に事務を任せて行うのが望ましい。</p> <p>【調整方針の理由】 行政がイベントに携わると何かと制約されることが多く、それでは観光客誘客に弱いものがある。</p>

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
	予算 一般会計 290千円		
10. 観光施設等の設備及び管理	<p>1. あづま温泉「桔梗館」</p> <p>施設概要</p> <p>土地</p> <p>村有地</p> <p>一部賃貸あり</p> <p>敷地一部 68,000円/年</p> <p>看板(新巻) 5,000円/年</p> <p>(市城) 3,000円/年</p> <p>建物</p> <p>事務室、大広間、個室3室、食堂売店</p> <p>浴室2(男女とも内湯、露天風呂各1ヶ所)</p> <p>保守管理方法</p> <p>保守管理業務は委託にて対応(村職員の常勤者はいない)</p> <p>2. 東村ふれあいの家</p> <p>一般会計 17千円(榛名湖区費のみ)</p> <p>概要</p> <p>(名称) 榛名湖畔研修センター東村ふれあいの家</p> <p>管理</p> <p>ふれあいの家は東村が管理する、管理人その他必要なものをおく。</p> <p>運営審議会</p> <p>運営審議会を置く、委員は10名以内とし任期は1年とする。再任を妨げない。</p> <p>現況状況 平成14年度より休館中</p>	<p>1. 吾妻町温泉センター 岩櫃城温泉 くつろぎの館</p> <p>概要</p> <p>延床面積 1,488.78㎡</p> <p>事務室、ラウンジ、大広間、中広間、個室4室、レストラン、湯上がりホール、脱衣・浴室2室</p> <p>平成8年1月28日オープン</p> <p>管理</p> <p>岩櫃ふれあいの郷職員により、受付(入館料徴収)して管理を行っている。</p> <p>保守管理(業務委託)</p> <p>* 温泉センター・福祉センター・コンベンションホール・健康増進センターの4つの施設を総括して[岩櫃ふれあいの郷]で施設管理を行っている。各施設単独で行う経費は各施設で予算を取っているが、そうでない部分はふれあいの郷で予算をとっている。</p> <p>2. 岩櫃ふれあいの郷</p> <p>施設概要</p> <p>施設の総称 岩櫃ふれあいの郷</p> <p>施設名称 吾妻町温泉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩櫃城温泉くつろぎの館 ・吾妻町福祉センターやすらぎの館 ・吾妻町コンベンションホールふれあいの館 	<p>【調整の区分】</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>現状の状態でも新町に引継ぎ、合併後に他の施設も含め類似施設の運営方法を統一していく。</p>

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
	<p>3. 富永一朗漫画廊</p> <p>概要</p> <p>(名称) 富永一朗あづま(吾妻)漫画廊</p> <p>業務</p> <p>ア. 富永一朗画伯の漫画・図書等を収集し保管及び展示すること</p> <p>イ. 美術に関する講演会、講習会等を開催すること</p> <p>管理 東村が行う</p>	<p>・吾妻町健康増進センターであいの館</p> <p>所在地 吾妻町大字原町1,046</p> <p>施設敷地面積 12,453.00㎡</p> <p>建築面積 3,132.77㎡</p> <p>建物延床面積 5,692.19㎡</p> <p>駐車台数 188台</p> <p>土地の借地 3,207㎡(2件)</p> <p>業務</p> <p>ふれあいの郷、各施設の管理運営を行う。</p> <p>保守管理(業務委託)</p>	
11. キャンプ場	<p>1. 名称</p> <p>あづま森林公園キャンプ場</p> <p>概要</p> <p>(施設)</p> <p>管理棟、バンガロー8棟、ロッジ、オートキャンプ場、炊事場、テニスコート、休憩棟、緑地広場</p> <p>(土地)</p> <p>村有地、賃借地(155千円)</p> <p>(営業期間)</p> <p>4月下旬～9月下旬の土曜日、日曜日(7月下旬～8月末日までは毎日営業)</p> <p>管理</p> <p>(通常の営業管理)</p> <p>管理人、宿直、清掃、作業員を毎年雇用し営業をしている(村職員の常勤はいない)。草刈り等の作業に関してはシルバ</p>	<p>1. 名称</p> <p>温川キャンプ場</p> <p>概要</p> <p>(施設)</p> <p>管理棟、バンガロー9棟、炊事棟、トイレ広場</p> <p>(土地)</p> <p>河川、民有地賃借</p> <p>(営業期間)</p> <p>5月～9月の土曜日、日曜日(7月20日～8月末日までは毎日営業)</p> <p>管理</p> <p>(通常の営業管理)</p> <p>管理人(6人)を雇用し営業をしている(町職員の常勤はいない)。賃金</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>管理運営方法等を統一していく、金額等は施設によって異なることは仕方ないが、減免制度等も統一していく必要がある。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>新町において、同様な施設を運営するにあたり効率化を図るため。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>ー人材センターへの委託で行っている 使用料金</p> <p>バンガロー（6人用） 12,000円</p> <p>バンガロー（8人用） 15,000円</p> <p>ロッジ 45,000円</p> <p>オートキャンプ 2,500円</p> <p>日帰りバーベキュー（1人・3時間） 300円</p> <p>テニスコート（1面・半日）1,500円 （減免）</p> <p>村長が必要と認めたときは、使用料を減 免することができる</p>	<p>使用料金</p> <p>バンガロー（8人用）町外 5,000円 町内 2,500円</p> <p>常設テント 町外 2,000円 町内 1,500円</p> <p>持込テント 町外 1,500円 町内 1,000円</p> <p>入場料</p> <p>30人未満（1団体1回徴収）1,000円</p> <p>30人～50人未満（ " ）2,000円</p> <p>50人～100人未満（ " ）4,000円</p> <p>100人以上 （ " ）5,000円</p>	